

飲食店応援クーポン 申し込みは 8月28日(金)まで!



問い合わせ

飲食店応援クーポンコールセンター

☎(03)68558(午前10時〜午後5時)

<https://premium-gift.jp/akita-coupon/>

専用ウェブサイト
左記アドレスまたは下記コードを読み込んで、アクセスしてください



新型コロナウイルスの影響により、売上げが減少している市内の飲食店をみんなで応援しよう! 市が発行する飲食店応援クーポン1セット1万円分(1千円券10枚)を5千円で販売! 1人2セットまで購入できます。ぜひお申し込みください。

専用ウェブサイト

左記アドレスまたは下記コードを読み込んで、アクセスしてください

新型コロナウイルス 関連のお知らせ

2・3ページに掲載した内容は、8月3日現在の情報です。最新情報は、市ホームページなどでご確認ください。

〈広報ID番号 1024884〉

…広報ID番号は、市ホームページ画面上での検索の際に入力してください

感染症の疑いがあるかたは…

新型コロナウイルス感染症の疑いがあり、次の症状がみられるかたは、医療機関を受診する前に「あきた帰国者・接触者相談センター」へご相談ください。

- ①息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱などのいずれかの強い症状がある
- ②以下に当てはまるかたで、比較的軽い風邪の症状がある
■高齢のかた ■妊娠中のかた ■糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPDなど)の基礎疾患があるかた ■透析を受けているかた ■免疫抑制剤や抗がん剤などを用いているかた
- ③「①」「②」以外のかたで、比較的軽い風邪の症状が続いている(4日以上続いている場合は必ずご相談ください)

あきた帰国者・接触者相談センター

- ①☎(866)7050 〈24時間対応〉
- ②☎0570-011-567 〈9:00~21:00〉
- ③☎(895)9176 〈9:00~17:00〉
(いずれも通話料がかかります)

市の施設見学会後期分 (10・11月)を中止します

新型コロナウイルスの感染防止のため、今年度の施設見学会はすべて中止します。ご了承ください。

広報広聴課☎(888)5471

【クーポンの申込期限】 8月28日(金)まで(必着)

【申込方法②通り】

①専用はがきで申し込み

市役所本庁舎や各市民サービスセンター、秋田市観光案内所などにある専用はがきに必要な事項を記入し、63円切手を貼付の上、投函してください。官製はがき、または直接お持ちいただいたの申し込みは無効です

②専用ウェブサイトから申し込み

サイト内の申し込みフォームからどうぞ



【クーポンの引換方法】

紙のクーポン
市内金融機関、スーパーなどへ引換券をお持ちになり購入してください

電子のクーポン

引換券に記載のコードをスマートフォンなどで読み込んで取得してください

【引換期間(期間を過ぎた場合は無効です)】

9月7日(月)〜10月31日(土)

【利用期間】

9月15日(火)〜来年2月28日(日)

利用可能な飲食店は専用ウェブサイトに掲載しているほか、市役所本庁舎や各市民サービスセンターなどに一覧を掲示しています

*申込多数の場合、申込期間終了後に抽選となります。当選者には引換券をお送りします。落選したかたには、はがきでお知らせします。
*二重申込はすべて無効とし、抽選から除外します。

ひとり親世帯のかたへ臨時特別給付金を支給します



新型コロナウイルスの影響により、子育ての負担の増加や収入の減少などが生じているひとり親世帯へ臨時特別給付金を支給します。詳しくは市ホームページをご覧ください。

〈広報ID番号 1025702〉

問い合わせ 子ども総務課 ☎(888)5697

【対象】：児童扶養手当法に定める養育者も含む
①今年6月分の児童扶養手当の支給を受けているかた

*対象①のかたには、すでに7月22日付で基本給付の振り込みは終了しています。また、追加給付は申請を受け付けていません。

②公的年金給付などを受けていることにより、児童扶養手当の支給を受けていないかた

*児童扶養手当の申請をしていれば、6月分の児童扶養手当の支給が全額または一部停止されていたと推測されるかたも含みます。

③新型コロナウイルスの影響を受けて家計が急変したかた

④対象①②のうち、新型コロナウイルスの影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申し出があったかた

【給付額】

基本給付(対象①②③) ▶ 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

追加給付(対象④) ▶ 1世帯5万円

【申請期間】

対象②③④ ▶ 来年2月26日(金)まで

【支給予定日】

対象②③のかた ▶ 順次支給しています

対象④のかた ▶ 8月31日(月)以降順次支給します

【申し込み】

申請については、市ホームページの申請要領を確認してください。提出は、原則郵送でお願いします

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の「①特別定額給付金」および、特別定額給付金の対象で、その後死亡し申請できなかったかたのご遺族への「②秋田市臨時特別定額給付金」の申請期限は、8月31日(月)(当日消印有効)です。郵送による手続きをお忘れなく。



問い合わせ

- ①特別定額給付金 ▶ 秋田市緊急経済対策コールセンター ☎(803)6861
- ②秋田市臨時特別定額給付金 ▶ 新型コロナウイルス対策室 ☎(888)5457

「秋田県版 新型コロナウイルス安心システム」をご利用ください

県では、「秋田県版新型コロナウイルス安心システム」の運用を開始しました。



これは、施設やイベントの主催者が会場などに読み取りコードを掲示し、施設を訪れた利用者がこれを読み取り登録しておくことで、施設などで感染者が確認された場合に、県から必要な情報を「LINE」メッセージでお知らせするものです。

詳しくは、県ホームページ(左記コードからアクセスできます)をご覧ください。県保健・疾病対策課

☎(800)1422

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/50770>



首都圏などへの移動は慎重にお願いします

- 首都圏など感染が拡大している地域への観光は、極力避けてください
- やむを得ない訪問は、その必要性や延期の可否、訪問地域や施設、滞在日数、人数などについて、今一度確認してください
- 医療、福祉、教育関係者のかたは、より一層の注意をお願いします